

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時22分)

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】(資料①参照)

・議案第73号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第6号)

【報告事項】(資料②参照)

・事前委員会説明資料の修正について

中張危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料(その3)に基づきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成23年度一般会計補正予算についてでございます。

資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算についてでございます。

補正予算の総額は、総括表の左から3列目、補正額欄の一番下の計の欄に記載のとおり、7,343万7,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は24億7,173万6,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

課別に補正の主な事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございますが、防災総務費の摘要欄①給与費の増額などにより、危機管理政策課全体で6,506万5,000千円の増額補正を計上いたしております。

3ページをごらんください。

南海地震防災課でございます。

防災総務費の摘要欄①防災対策指導費において、近畿府県合同防災訓練や緊急地震速報受信機器設置事業などにおいて減額となりましたが、社会福祉総務費の摘要欄①災害救助法施行費における増額により、南海地震防災課全体で269万円の増額補正を計上いたしております。

4ページをお開きください。

消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費における消防防災ヘリコプターの修繕に要する経費の増額など、消防保安課全体で 1,585 万 3,000 円の増額補正を計上いたしております。

5ページをごらんください。

県民くらし安全課でございます。

消費者行政推進費及び園芸蚕業振興費において事業費の減額を行うなど、県民くらし安全課全体で 1,017 万 1,000 円の減額補正を計上いたしております。

6ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

市町村が行います津波避難路や一時避難場所等の整備を支援する津波から命を守る緊急総合対策事業など、県が行う緊急地震・津波対策事業におきまして、事業の年度内執行が見込めなくなったことにより、御先議いただきました地域避難場所等標高調査事業や津波避難ビル表示板設置モデル事業等と合わせ、合計 9,524 万 9,000 円の繰り越しをお願いするものでございます。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、事前委員会の説明資料の修正について御説明申し上げます。

お手元の「Ⅰ 平成 24 年度主要施策の概要」と記載した1枚物の資料をごらんください。

去る平成 24 年2月定例会事前委員会にて御説明させていただきました危機管理部の平成 24 年度主要施策の概要でございますが、「1 災害・危機管理対応能力の強化」の項目で、委員から表現が不十分との御指摘をいただきました。

そこで、上段の修正前の事前委員会説明資料の文言について、下段のとおり修正させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

重清委員

先日、徳島県暫定津波浸水予測が発表されましたが、なかなか高い津波高ということで、避難場所及び防災計画の見直しが迫られております。

ここで何点か津波対策についてお伺いします。

まず最初に、ドクターヘリ、防災ヘリ、自衛隊のヘリといろいろありますが、ヘリの発着について、これから今年度、来年度、いろいろな市町村に計画をしていると思います。

津波浸水後のヘリポートといいますか、ヘリがおりるところが今どのような状況か、浸水予測を受けて、今後どういうふうを考えていこうとしているのか、お伺いします。

新居消防保安課長

ヘリの離着陸場ということでございます。

消防防災航空隊のほうで、消防防災ヘリコプターのうずしおというものを運航しております。

飛行機、ヘリコプターも含めてですが、航空法におきまして、基本飛行場以外で離着陸はできないという定めがございます。ただし、消防あるいは警察等のヘリコプターにつきましては、救難、あるいは救助活動を行うということで、それぞれ活動拠点を設ける場外離着陸場を各消防本部さんと調整した上で、県内に設けております。学校のグラウンドとか公園とか、そういった空き地を選定して、場外離着陸場ということで活動拠点を定めております。現在県内に 117 カ所でございます。

沿岸部につきましては、今回の津波の浸水深等によりまして、一部は浸水するというような場所もございます。ですからこういう場所につきましては、場外離着陸場の選定に当たり、各消防本部あるいは市町村のほうから適地を御推薦いただき、航空隊のほうと合わせて調整をしながら決めていくというような体制になっておりますので、沿岸の例えば6消防本部と今後密接に連携を図りながら、さらなる適地がないかとか、浸水する場外離着陸場についてどういうふうにしていくかにつきましては、今後早急に検討していきたいというふうに考えております。

重清委員

これから消防、市町村、自衛隊も含めていろいろ検討してください。

確かに、今まで離着陸場だった場所が浸水地域になっていますので、県民がもし被災したとき、どこへ行ったらヘリが運んでくれるか、これを早急に詰めていただけたらと思いますので、要望しておきます。

続きまして、わかりにくかったのが最大津波高暫定値と到達時間。

最大津波高暫定値が一番高い阿部、伊座利、宍喰で 20 メートル前後と出ていますが、なぜ、阿部、伊座利における最大波の到達時間は図に載っていないのですか。宍喰の隣、中央漁業のところでも、最大津波高 11.7 メートルで到達時間は6分と載っています。最大波が何分で来るかということについて、住民はわかりません。

今わかるのであれば、阿部、伊座利、宍喰で最大波が何分で来るかということをお答えいただけますか。

楠本南海地震防災課長

最大津波高暫定値と到達時間を公表させていただいたとき、前回分との比較ポイントを出しておりますが、阿部の到達時間については、何分後というのは把握しておりません。

重清委員

ですから、新聞などで最大何メートルと出しながら、何分で来るのかわからない。平成 15 年につくった箇所だけ最大波が何分で来るというのを出したと。これでは、そこに住んでいる住民にとっては、なかなかわかりにくい。今後、中央防災会議の資料をもとに市町村と話し合い、県がつくるところなのですが、もう一回見直しをしていただきたい。平成 15 年や今回と同じような出し方でなく、宍喰にしたって一緒です。最大 18.9 メートルといいながら、何分で来るのかわからない。この隣の中央漁業はわかります。これではここに住んでい

る人はわからない。竹ヶ島も那佐も一緒。ここに人は住んでいますので、自分のところは最大何メートルで、何分で来るか、次の時にはここをきっちりと出すような方向かどうかお伺いいたします。

楠本南海地震防災課長

今回につきましては、まずはどれぐらいの浸水高なのかという避難所のチェック等に御利用いただく目的で策定いたしました。

委員の御指摘のように、国の中央防災会議のモデルが3月中に出る予定なので、それが出たら早急に確認し、県においてもっと詳細な地形データ等を収集し、浸水予測図を出します。

また、市町村も避難所の見直しや避難路について整備しておりますので、ハザードマップという形で住民の方に市町村がお配りするというのが流れでございます。

確かに、自主防災組織等から地形によって高さが変わるののはわかるのですが、もっとわかりやすく、具体的にどういった避難、受け入れをとるのかといった問い合わせをいただいております。

来年度予定しております浸水予測等につきましては、できるだけ活用できるように市町村と相談しながら作成したいと思っております。

重清委員

今まで避難場所だったところが見つかるということで、いろいろ地域で考えて、新たに避難場所を設定し、動いております。

このとき、必要なのが津波高。大方見てもわかるように、海部郡は建物がなく、大体が山道です。どこまで逃げていいかというのがないと、なかなか避難場所も決められないので、最大津波高を早急に出していただきたいという気持ちです。東北で避難場所に設定していたところに津波が来ました。これは避けなければいけないということで、各地域で避難路の確保、避難場所の設定を行っております。これが必要なのです。

中央防災会議が3月に出すのでしたら、県としてはできるだけ早く市町村と協力、話し合いの上、高さや時間を出していただく。これによって避難場所もすべて変わります。これはできるだけ早く出していただきたいのですが、予定はどのような状況ですか。

また、今まで発表していないデータもいろいろあると思います。これと今度、中央防災会議から出てくるデータと合わせて、今まで以上に各地域の詳細を出していただきたい。

そして、ホームページなどに載せたら、自分のところはいつ、どれぐらいの高さで来るのかがわかります。これはしてほしいですね。

それと、中央防災会議から出るデータと合わせて、すぐにできるような体制を今からとっておいてほしいと思います。中央防災会議からデータが出てきてから、それからそれを合わせてというのではなく、できた場合はすぐに対策できますといった予定はいつぐらいと考えていますか。

楠本南海地震防災課長

私も直接地元の方とお話しする機会がありまして、委員がおっしゃるとおり、どれぐらいの時間があって、どの方向に逃げるのかという具体的な検討をされていると伺いました。

平成 15 年度のときは、確かにマップという形で出しているのですが、複数の色の上でも見やすいほうがいいのかという御意見もいただいております。

現在、今年度6月補正予算でいただきました分で、いろんな地形や河川のデータを収集しております。それで国からモデルが出た場合、早急にチェックをしまして、速やかに被害想定、浸水予測図の詳細版、それと復旧計画等する場合、住民の方がわかりやすい、できれば動画とか、そういった形で時間もわかるようなものを作成したのですが、それに関しては新年度予算でお願いしております。データ等をそろえまして、できるだけ早くお示しできるように努力したいと考えております。

重清委員

よろしく申し上げます。

それと浸水予測図。確かに 20 メートルメッシュでつくっているから、2メートル、3メートルの高低差があっても全部同じ色になっております。今の現状はこれ。やはり詳細を詰める必要があります。

ハザードマップは市町村だけでつくるのですか、県も協力するのですか。

楠本南海地震防災課長

できるだけ詳細にということで、10 メートルメッシュを考えております。

県のほうで、現在の地形データを反映させた 10 メートルメッシュの浸水予測図を作成します。そして、それぞれ市町村におきまして、避難所の場所や避難経路等を浸水予測図に取り入れまして、マップに落とし込んでいく。それに基づいて、地域住民や自主防災組織の方が個別詳細の活用をしていただく。そういった形になりますので、市町村から御要望をお聞きし、御相談しながら作成していきたいと思っております。

重清委員

よろしく申し上げます。

現実はこのような同じ色ではありませんので、やっぱり詳細につくっていただきたい。

それを見れば、これだったらちょっとここへ上がったたら助かるとか、ここだったらつからずにくすむとか判断できます。

それと先ほどの沿岸部の津波高の浸水。一件一件詳細には言いませんが、今を見たら幅が広すぎます。同じ海岸線でも 10 メートルくらいの差があります。これでは住民が判断しにくい。

また、何分で何メートルの津波が来るというのが出ていないところもあります。沿岸部に人が住んでいるところは、できるだけ時間や高さを表示していただきたいと要望しておきます。

それと、地元の住民はとにかく逃げると一心で、避難所であろうがどこであろうが、今、必死で探して整備しております。県としても減災対策というのでしたら、防潮堤にしる堤防にしる、波を遅らせるためのいろんな対策があると思います。住民自身ができること、県や町ができることを早く示し、それに対して予算づけをしていただきたいと思っております。

減災、防災とありますが、最後の委員会だから言っておきますが、減災対策では人の命は守れません。こういう考えは捨ててください。防災対策は人の命を必ず守ると。恐らく後で中央防災会議が被害想定を出し

ますが、必ず全員を守る、徳島県はゼロ作戦をやっているのですから。建物を守れというのは無理ですが、人の命だけは絶対に守っていただきたい。減災、防災対策の使い方だけは間違わないでいただきたいと強く要望して終わります。

元木委員

先ほどの重清委員の質問と関連して、情報通信体制の強化という側面から何点かお伺いします。

事前委員会で、新規事業の安心とくしまネットワーク 2.0 構築事業、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業の事業概要を御説明いただきました。例えば、平成 18 年から災害時情報共有システムを行っているわけですが、本県の災害情報提供の関連予算について、これまでの取り組み、事業費あるいは事業効果についてお知らせいただければと思います。

近藤危機管理政策課長

災害時の情報提供・情報共有につきましての県の取り組みに関する御質問をいただいております。

まず平成 19 年度におきまして、災害情報を一元化する目的で、安心とくしまホームページの開発をしたところでございます。平成 21 年度におきましては、安否確認システムのすだちくんメールの開発。平成 22 年度におきましては、市町村との情報共有を図るという意味合いにおきまして、災害時情報共有システムを構築、これにつきましては平成 23 年 8 月から試運用を行い、現在、問題点を洗い出しているところでございます。平成 23 年の 9 月補正予算につきましては、すだちくんメールの機能強化という形で、エリアメールと連携させ、プログラムの修正をかけているところでございます。

このような中、東日本大震災が発生し、情報伝達・情報共有の重要性がますます高まってきているということで、このたび、総合情報通信ネットワークシステムの再整備の基本設計の予算と安心とくしまネットワーク 2.0 の予算を計上させていただいており、災害に強い情報、伝達方法について取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

できれば事業費等も教えていただきたいのですが、これらの事業によって、かなり情報提供の仕組みというのは進化をしているなど感じております。時代の変化に応じて、携帯、メール等も活用した取り組みで、御同慶の至りのわけでございますが、一方におきまして、本県のこれからの情報提供のあり方を考えたとき、ちょうど東日本大震災から 1 年経過いたしました、いろいろなことがわかってきているわけでございます。

この資料にもありますとおり、今回、特に津波での被害が多かったということで、逃げおくれによる溺死というか、引き波でかなりの方が被害に遭われたというようなことも伺っておりまして、第 1 報が伝わったが後進の警報が伝わらなかったとか、最初の地震が小さかったから油断されて逃げなかった方も多かったということで、本当にいち早く、正確な情報が当事者の方に伝わっていれば、防げたはずのいろんな被害がたくさんあったと思います。

特に高齢者の方が多かったというようなお話もお伺いしておりますが、高齢者の方が実際に通信機器を巧みに操れるかどうかという観点からいいますと、例えば携帯電話のすだちくんメールとか、そういったもの

を本当に活用できるのかというのが単純な疑問として、私自身が持っているところでございます。津波だけに限らず、地震についても同様でございます。

最近、周りの方に勧められて、例えばフェイスブックというようなネットワーキングシステムを利用して、私もいろんな方と交流して情報交換をさせていただいてるわけでございますが、やはり年配の方はなかなか少ないです。

こういうソーシャルネットワーキング系の事業に参画するという割合が、よほど関心が高い方じゃないとシステム自体にも入ってきていないということで、受益者と負担の面を見まして、これまで県が率先して事業費を投入しているだけの効果が本当に幅広い層の県民の方に当たっているのかというようなところを心配しているところでございます。

そういったデジタルディバイドと呼ばれる問題への対応というのはどうされているのかお伺いをしたいと思います。

近藤危機管理政策課長

インターネットなどを利用されてない高齢者の方々への災害時の情報提供という御質問でございます。

まずは市町村のほうで防災行政無線システムを使いまして、広く周知をしています。

防災行政無線を使ってやっているところございまして、これにつきましては東日本大震災を踏まえ、再整備を進めていると聞いております。

高齢者の方々への情報提供につきましては、マスコミ、特にテレビ、ラジオなどの放送メディアを通じまして、必要な情報を提供をすることが何よりも重要ではなかろうかと考えてございます。

現在、本県では災害時情報共有システムの本格稼働を目指し、市町村と試運用を行っているところでございますが、今後マスコミの皆さんとも情報共有できるシステムにしていきたいと検討を行っているところでございます。市町村はもとより防災関係機関、マスコミの皆様と連携を図りながら、今後ともできる限り漏れのない情報提供のあり方について検討し、さまざまな取り組みを進めてまいりたいという考えでございます。

元木委員

ぜひ、この徳島県あるいは地方ならではのそういう情報提供のあり方というものを市町村とも連携しながら、県がリードし、構築していただきたいと思っているところでございます。高齢者に限らず、例えば子供や障害を持たれている方など、社会的弱者といわれる方にとって、こういった情報ネットワーキングシステムが活用できるような仕組みづくりをぜひ検討していただきまして、この情報通信の事業の予算の効果が最大限に引き出されるような取り組みをお願いいたしまして、終わります。

丸若委員長

それでは、午食のため、休憩いたします。(11時52分)

丸若委員長

再開します。(13時04分)

扶川委員

食品Gメンのことからお尋ねします。

店頭での検査だけでなく、立ち入り検査をするべきだということをオイスターGメンなどの例を挙げてずっと議論してきたので、この制度ができたことについては前進だと思って歓迎しております。ただ、実効性のあるものにしていただきたいので、少し議論をしたいと思います。

基本的には抜き打ちでやらなければほとんど意味がないと思うのですが、どのような検査方法ですか。

井上県民くらし安全課長

基本的には、抜き打ち検査という形で実施したいと考えております。

扶川委員

検査の際に科学的手法を使うということですから、抜き打ち検査で入っていき、基本的にサンプルをとってきて、科学的手法を適用するというイメージだと思うのですが。

その科学的手法が可能な食品というのはどれくらいあるのですか。

井上県民くらし安全課長

食品表示Gメンの対象事業者は、原料原産地の表示義務がある加工食品で、22 食品群と4品目、それと生鮮食品がございますので、そういった事業者に対し、計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、検査、分析の手法として、無機成分分析やDNA検査など、いろいろな手法があるため、具体的に検査可能な品目数について答えることは難しいと考えております。

扶川委員

後で結構ですから、対象となる業者、22 食品群と4品目の一覧表をいただけたらと思います。

全部の業者を1年に1回入るとするのはとても無理だと思います。しかし、抜き打ち的にやるということを知ることによって、抑止効果をねらったものと思いますが、確率が余りにも低ければ、うちは心配ないだろうということになりかねないので、一定数は要ると思います。

どのような体制で、どれくらいのサンプル数を予定していますか。

井上県民くらし安全課長

来年度の体制がまだ決まっておりませんので、その体制を見ながら実施箇所を決定するような形で考えておりますが、監視パトロールを年間 100 社程度実施していけたらと考えております。

扶川委員

これの人員はどれくらいかかるのですか。

井上県民くらし安全課長

従来は書類検査などを中心にやっておりましたが、今回審議していただいております条例改正に基づくような権限も付与しながら、科学的な検査手法を積極的に活用、実施することによって、かなり効率的な検査ができると考えられますので、来年度の体制で効率的な検査をしながら計画的にやっていきたいと考えております。

扶川委員

厳格に何人と言えないわけですね。わかりました。そうしたら検査したけど不正はなかったとか、検査の結果についてはやはり公表していくべきだと思うのですが、そのあたりの方針はどうか。

井上県民くらし安全課長

このGメンの活動としては、そういう形で検査に入っていくって、書類とか科学的な検査を行った中で、疑義があればJAS法に基づいて立ち入り検査を実施し、違反事実を確認したら、JAS法の指示・公表の指針に基づき、直ちに公表するような形で考えております。

扶川委員

今のところ違反事実があった者については公表し、なかった者はあえてしないという方針ですね。わかりました。今後の運用状況なども含めて議論していきたいと思いますが、時間がないので次に行きます。

先ほど、お昼休みに放射能の報道がありまして、福島県の学生 65 人が甲状腺の検査をしたところ、5人くらい注意を要する人が出てきたという話がありました。当初、安定沃素剤の配布がおくれてしまったということで、今批判が出ております。こういうことが今後、日本全国であってはならない。私どもは前から想定外のことも起こりうるのだから、徳島県でも安定沃素剤の備蓄をすべきと主張してきたわけですが、全国状況と今後の徳島県の方向性についてお答えください。

近藤危機管理政策課長

安定沃素剤のことにつきましての御質問であろうかと思えます。

安定沃素剤につきましては、原子力発電所の事故発生を受けて、放射線沃素による内部被爆を防ぐために服用をするものと認識しております。政府が把握している範囲におきまして示された昨年 10 月の資料によりますと、19 道府県が安定沃素剤を備蓄しているということでございます。基本的には原子力発電所が立地する道府県と原子力発電所以外の原子力事業所、例えば試験研究用の原子炉設置事務所、再処理事務所などがある府県などが安定沃素剤の備蓄を行っているということで認識しております。本県はいずれも該当していないため、現在、備蓄は行っておりません。

扶川委員

今でも被害範囲の想定が甘かったと言われていますが、想定外のことが起こることを想定して対策をとることからいえば、徳島県の子供に対して、万が一の甲状腺がん対策などがあってもいいと思います。だから

安定沃素剤の備蓄はやるべきだと私は思うのですが、どのようにお考えですか。

近藤危機管理政策課長

安定沃素剤につきましては、放射性沃素の甲状腺への集積を抑制する効果が認められる一方、服用すれば副作用が発生する場合もあることから、医療関係者の立ち会いのもとで服用する必要があるといわれております。

福島第一原子力発電所の事故が発生した際、近隣の多くの自治体において安定沃素剤を備蓄していたものの、災害発生時においてどのような範囲の住民の皆さんに、どのようなタイミングで服用を行うのか、服用か避難かどちらを優先させるべきなのか、どのような方法で配布するのか、それと医療関係者の確保をどうするのかといった多くの問題点が指摘されていると聞いています。

このようなことを踏まえまして、国は安定沃素剤の配布、服用の指示に関する改善について、原子力防災体制の見直しの中で検討していくと聞いております。

また、現在、国の原子力施設等の防災対策、防災指針でございますが、EPZといわれる防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲といたしまして、原子力発電所から半径8キロメートルから10キロメートルとされており、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、原子力防災に特有な対策を講じておくことが位置づけられています。その地域で実施すべき対策の例として、屋内退避避難等の周知、段取りに加え、安定沃素剤の配置などが掲げられているところでございます。

現在国におきまして、このたびの福島第一原子力発電所の検証を踏まえ、現在のEPZにかわるUPZ、緊急時防護措置を準備する区域として、おおむね半径30キロメートル圏内への拡大、またはブルーム、放射性雲でございますが、PPAといわれる通過時の被爆を避けるための防護措置に必要な範囲も半径おおむね50キロメートル圏内に拡大する考え方が示されているところでございます。

本県における安定沃素剤配備の必要性の有無につきましては、このような国の方針が示された段階で、保健福祉部の各関係各課などとも連携を図り、医学的な知見も参考にさせていただきながら協議をするものと考えております。今後、国の防災指針の改訂やそれに伴う関西広域連合策定の防災減災プラン、原子力災害対策の見直し状況についても注視してまいりたいと考えております。

扶川委員

ちょっと余りにも姿勢が国の様子を見過ぎではないのかという気もしますが、やっぱり積極的に取り組んでいただきたいです。もし万が一、徳島県で安定沃素剤配布の必要が出てきたとき、どこにどれだけあって、それを使うことが可能かということは今把握されていますか。

近藤危機管理政策課長

本県におきましては、先ほども申しましたとおり安定沃素剤の配備は行っておりません。事前にどのような備えをしておくべきなのかにつきましては、このたびの福島第一原子力発電所の教訓から見直される国の方針を踏まえ、今後考えたいと思います。

扶川委員

時間がありませんので、堂々めぐりの議論はやめておきますが、少し消極的過ぎると思います。

いざというとき、安定沃素剤を入手できなければ悲劇ですから、十分研究していただいて、国待ちじゃなく、もう少し積極的な取り組みを要望したいと思います。

次に、私も12月の初旬まで7回目の応援で福島県のほうに行っていました。1月、2月に関しては、ちょっと道路が怖くて行っておりません。3月も難しいかなと思っておりませんが、また4月から再開したいと思っております。1月、2月については物資を宅急便で送る程度のもので終わっておりますので、またいろんな徳島県の人を連れて行って、ぜひボランティアに参加してもらいたいと思っております。

ところが、ボランティアに関する高速道路の無料化措置が不透明であると聞いております。この現状と、私としてはぜひ4月以降も継続をしていただきたいと思っておりますので、県として国に要望していただきたい。そのあたりの県の考え方をお聞かせください。

楠本南海地震防災課長

高速道路の無料化についてでございますが、私どものほうも東北3県にお伺いしているところでございます。

今、3月31日までの無料化は決定しております。被災地である岩手県、福島県、宮城県の方からのいろんなニーズに対する要望ということで、高速道路の無料化について検討していくことになるのですが、現在、国土交通省のほうで検討を行っているところと聞いております。

扶川委員

もう一点、徳島県民がボランティアに積極的に行けるようにするため、徳島県から東北3県、国、NEXCOに対し、要請していただきたいのですが。

楠本南海地震防災課長

現在、私どもも東北各県にそういったことをお聞きしている状況でございますので、お伝えしたいと考えております。

扶川委員

ぜひ継続できるように働きかけをお願いしたいと思います。

次は津波の関係でお尋ねしますが、東日本大震災で気仙沼などにおいて、プロパンガスのボンベがぷかぷかしながら火がついている映像を見ました。これを防止するため、ガスを遮断する安全装置というのがほぼ100%ついているようですが、そのボンベ側のホースが抜けたとき、自動的にボンベの出口をふさぐ安全装置、ちょっと名前が出てきませんが、これについては静岡県などでは100%だが、徳島県はまだまだおくられているという話を聞きました。

いつ地震が来るのかわかりませんが、更新時だけのんびりつけかえていくというのではなく、一気に進めていくべきだと私は思うのですが、徳島県の状況と普及の方策はいかがですか。

新居消防保安課長

LPガスのガス放出防止装置についての御質問でございます。

一般家庭に設置しておりますLPガス、私どもはプロパンガスというのですが、プロパンガスにつきましては、チェーンで倒れないよう鎖がけ、あるいはマイコンメーターによって地震を感知すれば、自動的にガスの供給をカットするといった安全対策が従来からとられております。

昨今、それに加えて、ボンベから出ているホースのところに、例えばボンベが転倒してホースが外れたり、あるいはちぎれたりといった場合、自動的にガスの供給をカットするガス放出防止装置というのがございます。これにつきましては、委員がおっしゃいましたように、静岡県のほうでは東海、東南海を想定されて普及が進んでおります。

徳島県におきましても、LPガス協会が積極的な普及に努めていただいております、最新機器に更新する際、ほぼ100%の割合でガス放出防止装置のホースを設置していただいている状況でございます。

LPガス協会のほうに問い合わせをさせていただいた状況でございますが、平成23年3月時点における県内の設置率は約50.7%というような状況になっております。LPガス協会のほうでも引き続き、積極的に普及促進に努めていくというようにお伺いしておりますので、県としてもLPガスの販売事業者さんのほうに立ち入り検査、あるいは保安検査等に行く機会には、ぜひ普及について御協力いただくよう啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

扶川委員

これも待ちになっていると思うのです。交換のときにかえていくと。そもそもこういう安全対策があるということ例えば沿岸住民の方にお知らせして、うちはかえてほしいと手を上げたらかえると、そういうもう一歩踏み込んだ取り組みが要ると思います。

一気に進めていくような、もう少し踏み込んだ取り組みを考えてはいませんか。

新居消防保安課長

このガス放出防止装置の有効性につきましては、東日本大震災でも実証されていると聞いておりますので、LPガス協会あるいは販売事業者さん等とタッグを組み、引き続き積極的な普及促進に努めてまいりたいと思います。

扶川委員

具体的な策を考えていただき、もう一歩踏み込んだ対策をお願いしたいと思います。1基1,000円ぐらいのできるのであれば、補助金立ててもやる値打ちがあると私は思いますので、意見を申し上げときたいと思います。

次、活断層の関係でお尋ねします。

今度の条例で活断層の位置情報を公表するということですが、現時点ではどこにどのような情報があるのでしょうか。

楠本南海地震防災課長

活断層に関する情報でございますが、平成7年1月17日に阪神・淡路大震災が起こりまして、これは活断層の直下型地震になるということで、徳島県におきましても活断層による直下型地震対策というのをスタートさせました。

その後、平成9年から11年にかけて、国の科学技術庁の交付金で中央構造線域の活断層の調査を行っております。こういった調査や各国の機関等が調査したものについては、国の地震調査会のほうで発生確率等を出すということで、大きな地図的なものは出ております。県におきましても、そのときの調査が地震の発生確率と被害想定ということでございますので、細かな分というのはまだございません。

扶川委員

それを徳島県として調査し、公表することになると思うのですが、そのあたりの手順とかタイムテーブルを教えてください。

楠本南海地震防災課長

公表等、条例に関して、いろいろ御意見を伺った後、検討して進めたいと考えております。

扶川委員

県が調査するのですね。

楠本南海地震防災課長

いろんなデータ等も調査しまして、県で調査をするように考えております。

扶川委員

津波の場合のように、その結果はいずれホームページで公表されることになると思うのですが、活断層の調査区域というものが定められると、その中では学校、病院、その他規則で定める建築物を新築・改築または移転する場合、県に届け出をして協議し、県が求めた場合、調査報告を出すというような条例になっているわけですが、その他規則で定める建築物について、具体的なイメージはありますか。

楠本南海地震防災課長

まず条例について、素案という形で御意見をお伺いするようにしております。この件に関しましては、国のほうでもいろんな構造物の知見などがございまして、県においてもそういった建築等の専門部署と相談しながら、今後検討していくように考えております。

扶川委員

病院、学校だけでなく、いろんな社会福祉施設、お役所関係などが必要になってくると思います。

それ以外に宅地建物取引業者の活断層調査区域内の不動産を譲渡するとき、譲渡相手に説明しなければならぬということになっています。知事が活断層調査区域を指定するわけですが、イメージとして、活断層からどれくらいの距離かというようなことも決めるわけです。活断層の地図の発表と合わせて、どのあたりまでがその適用区域なのかというイメージはありますか。

河野危機管理部次長

調査区域につきましては、中央構造線の第一人者でございます専門の先生等にお聞きしながら、その幅がどのくらいが適当なのかということを検討していきたいと思っております。

扶川委員

それから、その範囲内で宅地建物取引業者が義務を怠った場合、勧告や命令ができることになっていますが、これに対する罰則はなく、従わなかった旨を公表することができるだけという条例になっています。これでは実効性が生まれるとはちょっと疑問があるのですが、一定のペナルティーを課すということは必要ではないのですか。

河野危機管理部次長

罰則規定が弱いという話でございますが、活断層につきましては法的に縛りはございません。

津波が浸水区域にかかる分につきましては、先ほど委員さんがおっしゃいました宅地建物取引についても法律で規定されて説明責任があり、報告することになってございますが、活断層についてはございません。

やっぱり県民の皆様の命を守るということなので、そういう情報については必ず条例で明文化することによって考えております。

扶川委員

それはわかるのですが、もう時間がないので意見だけ申し上げます。

もう一歩踏み込んで、罰則、ペナルティーがあってもいいのではないかと。業者がそれに従わなくて後で問題が起こったとき、被害を受けるのは買ってしまった人ですから。そういうトラブルを避ける上で、規制をかけておいたほうが後々問題が少ないのではないかと私は思います。

要望ですが、今回のような条例が他県ではどのような動きになっているのか把握をしていただきたい。把握しているのであれば、教えていただきたい。

河野危機管理部次長

都道府県別ベースでは、活断層についての条例はございません。全国で市で1箇所、条例があるという状況です。

扶川委員

その1カ所の資料をいただけたらありがたいです。

ではあと時間が8分、もう一個やらせてください。

住宅の耐震診断、耐震化リフォームのあたりについてお尋ねしたいと思います。

住宅の耐震化については、住民の要望に100%こたえるという目標になっていますが、県内にどれくらいの耐震化の必要な木造住宅があって、それをいつまでに建てかえられるか、耐震化が進んでいくか、あるいはできないところは耐震リフォームによってカバーしていくかというような目標が、今度の出されてるものを見ましても明確にありません。

高知県では、住宅全般の耐震化率について、現在、平成32年度までに耐震率90%。これを国に合わせて平成32年度までに95%にするようにしています。

徳島県は国土交通省のホームページの資料では90、95%という資料が入っていませんが、聞きましたら、徳島県も国に合わせて、平成32年度までに95%にするようにしたみたいですね。

楠本南海地震防災課長

私どももそういった状況は把握しておりますが、民間住宅の耐震化につきましては、住宅課でしております。

扶川委員

耐震化というのは基本的な取り組みですから、防災局として住宅課の情報も把握していただきたいと思えます。

例えば、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%にもっていくことが、国と並べた徳島県の一応の目標になっているわけです。これは住宅全般ですから、昭和56年以前の木造住宅に限った話ではない。それが決まっているのであれば、一定の資料の整理なり調査を行えば、昭和56年以前の木造住宅の耐震化を毎年どれくらいやっていかなければ達成できないか数字が出てくるはずですよ。これはほかの担当が行う作業と思いますが、それがなかったら防災局のほうで出してください。基本的な計画だって非常にあいまいなものになってしまいます。そういうきちんと把握できる数字を所管課に対して要請していただきたい。

楠本南海地震防災課長

私ども平素防災を進める部局でございますので、取りまとめにおいても先頭に立ち、とにかく数値目標を設定できるものはする。

それと毎年度の進捗状況、これは予算も関連しますのでなかなか難しい計画ですが、なるべく具体的に毎年度の進捗管理を行っていくということで、管理部署に対して指導を行っているところでございます。

今回の御意見について、担当部署へ伝えたいと思います。

扶川委員

県民の要求に100%こたえるというのは目標ではないです。100件の要望があったら、100件あれば100%。しかし実際100件やっても、平成32年度までに95%に達しなければ、目標として何の意味もないわ

けです。

ぜひそういう意見をきっちり伝えていただきたいと思います。

それから事前委員会でも議論しましたが、耐震診断について一定の義務づけがあってもいいのではないかと思います。東京では、道を半分ふさぐような避難路周辺の建物に関して義務づけをすることになっていますが、今回条例をつくるに当たり、徳島県としても一定の義務づけをする考えはないのですか。

楠本南海地震防災課長

これに関しまして、建物、特に住居に関する規制は法律の建築基準法になりますので、条例の中でそういった義務化、逆に厳しく規制するということは、いろいろ御意見をお聞きしながら検討しなければならないと思いますので、難しい面があると思います。

扶川委員

難しいのはわかっているのですが、東京はやっているわけですからやれないことはない。

東日本大震災を受け、津波避難を妨げるような場所や建物、特に危険な建物、断層の真上にあるような建物には一定の条件を設け、義務化しなければ進まないと思いますし、診断しなければ改修もされない。改修されなければ命が助からないと。

これは強制ではありませんが、県民のため、住民の命を守るための必要な措置だと思っておりますので、ぜひ積極的に進めていただけたらと思います。

あと3分しかないので、ちょっと耐震改修についてお尋ねしたいと思います。

耐震化については、耐震改修、耐震リフォームの2本立てで徳島県が進めていますが、県土整備部のほうで耐震リフォームについて少し議論をしましたので、改修についてちょっとお尋ねしたいと思います。

平成22年度、市町村30万円、県30万円、国30万円、全体90万円の補助が実施されました。

徳島県でも、その年度は一定であります。耐震改修が進みました。事前委員会でも説明しておりましたが、徳島県下で唯一、北島町が継続して町単独30万円を乗せています。そのため、他の自治体と比べて耐震改修の成績がかなりいいです。お隣の高知県では、平成23年6月補正で国が撤退してしまったこの30万円を県独自で乗せると、つまり市町村30万円に県が60万円を乗せて90万円の耐震改修をするということに取り組んでおります。

徳島県と比べたら一歩進んでいるように思うのですが、徳島県でもこのような取り組みをする予定はありませんか。するべきだと思いますが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

今のお話に関しては、多分、県土整備部の事例ではないかと思います。

私どもは普及啓発として耐震化、各工程など、啓発事業と一緒に進めております。

この制度につきましては、それぞれの市町村などから御要望を聞きながら住宅課のほうで制度設計を進めておりますので、そういったことも含め、所管課に対してお伝えしたいと思います。

扶川委員

40分の中ではここまでが精いっぱいですが、伝えるということですね。

しかし制度設計の問題、これはお金を使うことですから、危機管理部だけでなく、県土整備部も含めて全体で協議してつくっていくものだと思います。危機管理部として必要だと思えば、ただ私が言ったことを伝えるということにとどまらず、先ほどのこともそうですが、自分の意見を持って関連部局にもものを言っていたきたい。そういうことをお願いして終わります。

松崎委員

最後の委員会ということで、ことし1年間、危機管理部は本当に大変な状況で、日夜御活躍いただいたことにまずは敬意を表したいと思います。

その上で、主要施策の概要の2番のところに本庁内に防災・危機管理センター(仮称)を整備し、災害対策本部の機能を強化するという記載がありまして、予算を見ますと3,900万円と書かれています。

これは事前に新聞報道などもされており、ある程度理解しているつもりなのですが、以前お聞きしたとき、県庁は被災の可能性が強く、拠点をほかに置くのですかとお尋ねした際、今のところ、例えば防災センターなども候補として考えていますとお答えいただいたことがあります。

今回、本庁内の防災・危機管理センター(仮称)が拠点になるということによろしいでしょうか。

楠本南海地震防災課長

それぞれ災害対応を念頭に置き、しっかりやらないといけないということで、現在、災害対策本部室は県庁4階の405会議室にございますが、大規模災害時の自衛隊や関係機関の支援、受け入れスペース、関係課と連携するための無線などといったものを充実、強化するということで、本庁の災害機能を強化する。それとともに、これは管財課中心でございますが、浸水に対する電源の確保などを検討しているところでございます。

松崎委員

拠点が県庁1つしかないと言われています。第2の拠点到災害対策本部を設置するという考え方はありますか、もしくは検討していますか。

楠本南海地震防災課長

まず、県庁が機能喪失した場合、無線機能などを持っていてありますので、北島町の防災センターがバックアップを行う。また、これは順次でございますが、無線通信を確保する必要がありますので、これに関しましては各県民局などがございます。そういったものを活用して対応に当たっていくと。今のところ危機管理部としては、本庁がそういった対応をきっちり行い、それぞれいろんな機能の多重化、バックアップを検討していくということでございます。

松崎委員

そうすると、本庁内に設置される防災・危機管理センター(仮称)が中心的に災害対策本部機能を果たし、補完的に防災センターや各県民局などとネットワークをつくるというイメージでよろしいですね。

もう一つ、最大の災害に対応する、想定外も対応するといった県としての災害対策本部機能、第2の機能も必要ではないかというのが私の思いでございまして、申し上げたいと思います。

それと、浸水予測では本庁1階部分は何センチメートルぐらい浸水、被災しますか。

楠本南海地震防災課長

まず県庁ですが、50センチメートルまででございます。ただ地盤も上がっておりますので、ぎりぎりのところとなっておりますが、地下電源等は当然つかるという前提で、対策を行うことにしております。

また、どんな災害が起こっても事業や機能を継続するというところで、これは地域防災計画も含めてでございますが、BCP等事業継続計画の見直しを継続的に進めてまいります。

松崎委員

1階部分は最高50センチメートルぐらい浸水する心配、可能性があるということになると、これは議会の関係ですが、今議会のBCPを検討してる中で、議会の場合、1階が拠点になっています。そこが浸水する可能性として、50センチメートル程度つかると。電話などの機器、設備関係が被災する可能性があるということよろしいでしょうか。

楠本南海地震防災課長

具体的な地盤でいけばギリギリ浸水するかしらないかというところですが、今は1階で50センチメートルまでとしか出ておりません。ただ安全面を考えると、機能をできるだけ高いところに上げたり、シールドを行うといった対策が必要だと考えております。

松崎委員

ありがとうございました。

議会事務局も被災する可能性、心配があるということで、御助言いただいたということですね。議会のほうも議会機能を継続させるということで、今検討されているようでございますので、そういうことも参考にさせてもらえればと思います。

次、事業概要における主要概要の中の7番、消防保安体制の充実ということで、事前委員会の際、消防救急デジタル無線化などが予算化され、2億円程度の予算で消防の公益化に関する充実した対応を図っているとのことでした。

東日本大震災の際、緊急消防援助隊の派遣というのがありまして、現状に全国から消防の皆さんが駆けつけたということになってます。

消防、警察、自衛隊の皆さんにおかれましては、命がけといえますか、本当に最前線で御尽力いただいたと思っておりますが、その場合の職員の特殊勤務手当に関する取り扱いがあつて、これは国の消防庁からのいわば出動要請ですから、消防組織法で国が全額負担しますとなっております。

しかし、実際に被災地に行き、皆さんが活動する中でお話を聞くと、県内の消防署、消防本部それぞれが緊急消防援助隊派遣に関する特殊勤務手当の条項が実はなく、それぞれバラバラになっているということがわかってきました。

沖縄県では、知事公室、消防危機管理課長から発令があり、市町村で手当をぜひ創設し、県下の均一化を図りたいと出ている資料をいただきました。

以前課長さんにお聞きしたとき、関係者が集まる際、このことも議題にしたいとおっしゃっていましたが、それ以降の話について御報告いただきたい。

新居消防保安課長

各消防本部における手当に関するお話でございますが、それらにつきましては、それぞれ市町村の条例で定められております。

これにつきましては、各消防本部間でばらつきがあることについて承知しておりますので、先般の県内 12 消防本部の消防長会議の席上で、緊急消防援助隊が3月 11 日に出動したとき、出動手当が市町村条例で定められていない、また金額にもばらつきがあるといったことをお伝えし、各消防本部と市町村の財政当局等との間で御検討いただけたらというようなお願いをしたところでございます。

松崎委員

ありがとうございました。

それぞれの市町村が消防業務を行ってるわけですから、県の御意見も聞きながら自主的に判断されるのですが、こういう緊急消防援助隊といった国から指示があった場合、できることなら徳島県の場合の均一性みたいなことを助言していただき、消防職員の派遣に当たって支障がないよう改めてお願い申し上げます。

あと1点、実は消防の現場へ行き、皆さんからいろいろお話などを聞いてきました。

東日本の震災が起った際、とにかくどれくらいの隊が何人出せるのかという問い合わせがありました。それから2日後、2日間おいて決めてくださいと。例えば阿南市であれば阿南市のほうで決めてくださいと。こういう話があって、本当に時間がない中、派遣を決定していったということがあったようです。

緊急事態なのでやむを得ないということでございますが、現地に行くに当たって、食料については各人が確保して持って行ってくださいと。要するに個人持ちで食料関係を確保して行ってくださいということがあったり、燃料確保についても、それぞれの消防署や派遣されたところで確保してくださいという話を伺っており、こら辺は県の段階で調整できないのかという御意見を聞いてきたのですが、どうでしょうか。

新居消防保安課長

緊急消防援助隊の出動に当たっての手当に関するお尋ねだと思います。

緊急消防援助隊につきましては、年度初めに各消防本部のほうで事前登録をするようになっております。現在、徳島県内では 42 隊。消火隊が何隊、救助隊が何隊、支援隊が何隊というように登録されており、原則としてそれぞれ出動する消防本部などがさまざまな手当を行い、現地へ入っていただくというように聞いております。

今回のように全国から大規模な緊急消防援助隊が出動したというケースは初めてでございますので、さまざまな課題が浮かび上がっております。

現在、大規模災害時の消防本部のあり方、消防団のあり方、あるいは緊急消防援助隊のあり方などにつきまして、消防庁のほうで検討しております。そういったものを注視し、また各消防本部から声が寄せられておりますので、できるだけスムーズに出動できるような体制づくりができないか考えてまいりたいと思います。

松崎委員

ぜひよろしく申し上げます。

次に、先ほど午前中に補正予算の説明がありまして、県民くらし安全課のほうで消費者行政推進費が966万2,000円の不用額となっておりましたが、原因があれば教えていただきたい。

乾消費者政策担当室長

2月補正でお願いしております減額についてのお尋ねかと思えます。

消費者行政推進費のほうで966万2,000円の減額補正をお願いしているところでございます。

この補正理由の主なものでございますのが消費者行政活性化補助金といたしまして、市町村に消費者問題の啓発、それから消費者相談窓口を設置していただくために使っていただく補助金がございます。市町村からの補助金の申請額が当初見込みよりかなり少なくなりまして、600万円の減額補正をお願いしております。

それからもう一つ、消費者問題県民大会という県民の方々に今起こっている消費者問題を啓発させていただく事業がございます。今年度も8月に開催いたしました。この講師の方に係る経費について、金融経済講演会という名目で、中央の金融広報委員会という組織の講師派遣事業を利用させていただきました。実質講師の方にお支払いする予算が約200万円余ったため、この2月で減額補正をお願いしております。

主なものはその2点になります。

松崎委員

わかりました。

問題点として、やはり市町村からの補助金の申請が少なかったことが大きかったと思いますが、消費者行政といいますか、市町村段階での相談がまだまだ十分でないか感じております。

新年度の事業概要の中で消費者政策の推進との記載があります。平成23年度予算の執行状況なども踏まえてかと思うのですが、県内各地域に地域版消費者情報センターの機能を構築し、消費者行政のさらなる充実を図るといったことが書いてあり、この予算が1,567万円となっております。県内各地域とはどういうイメージですか、また消費者情報センターの機能とはどういう機能ですか。

乾消費者政策担当室長

地域版消費者情報センター強化事業につきましての御質問をいただいております。

この地域版消費者情報センターの各地域とはどのような地域かということですが、来年度予算でお願いをしているものであり、詳細につきましては今後詰めていきますが、今のところ総合県民局の庁舎ごと、例えば南部2カ所、西部2カ所といった区域割りをいたしまして、その地域ごとに市町村、NPO、それからくらしのサポーターなどが協力し、県民局の企画で消費者情報センターの機能を持たせるといったことを考えております。

それから消費者情報センターの機能強化ということですが、この地域版でお願いしておりますのは、市町村が消費者問題の相談に応じる義務があるわけですが、その担当者が消費者問題に対する相談のノウハウを身につけていないといった現状がございます。

そこで、県の消費者情報センターの機能を強化し、中央の消費者情報センターの相談員が各市町村を回り、市町村の方に消費者問題の相談を受けるに当たってのノウハウを身につけていただくよう地域版の消費者情報センター強化事業の中で指導をしていくということで、消費者情報センターに相談員を4名増員するための経費に充てさせていただく予定にしております。

松崎委員

危機管理の部局は、今年度どうしても防災が重点になってきたと思うのですが、県民にとっては食の安全・安心であったり、消費者行政というも日々の暮らしの中で本当に大事な課題だと思っております、そのことを踏まえて新年度の事業の中でも推進していただくよう要望して終わりたいと思います。

元木委員

時間があるようですので1点だけ簡単をお願いします。

防災士という民間のほうからいただける資格があり、一定の講習を受けて、試験を受ければ取れるというようなことを最近地元の方からよく伺います。この防災士という資格の概要、あるいは取得のために何が必要なのか、またその資格を持っている方が全国、本県にどの程度いらっしゃるのか、もし情報があればお願いします。

楠本南海地震防災課長

防災士でございますが、今おっしゃったようにNPO法人日本防災士機構による民間資格であります。

契機となりましたのは阪神・淡路大震災で、当時行政機能が喪失し、被災者救助の97%ぐらいが民間によるものであったため、防災士という災害時のリーダーを要請し、自助、共助を進める目的で民間において制度化されたものでございます。

防災士ですが、直近の2月末現在、全国で約4万8,893名が登録されています。

そのうち徳島県は555名が登録しておりまして、人口比でいけばたしか全国8番目ということでありまして。

これに関しましては徳島大学の協力をいただき、一定の講習を受けて取得する要件になっておりまして、地域防災推進の要請ということで県のほうも事業化を続けておりますので、今後とも防災のエキスパートでございます防災士、地域のリーダー、人材の養成を推進していきたいと思っております。

元木委員

人口比で全国8番目、県内でも555名の登録者数がいらっしゃるということでございます。

この資格の認知度については、まだまだ低いのかなという気がいたします。

この大震災をきっかけとして、地域の防災リーダーとして活躍し、資格を持った方が一人でも多く出るよう今後もぜひPRしていただきたいと思います。

ビデオ講習等も可能と聞いておりますが、我々県西部の地元でも受講が可能な仕組みにしていきたい。

あるいは講習の内容が一般的、全国統一的な内容であるため、各地域独自の防災課題についても学習ができるような仕組みづくりにぜひ取り組んでいただきますよう要望いたしまして終わります。

木南委員

何で最後にしたかといいますと、最後の委員会でありまして、問題提起ということですので、もし感想がありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

きのうのニュース、けさの新聞などを見ますと、東京都立川市で60歳の女性が90歳の女性を介護していたのですが、亡くなって数日間あるいは数十日間発見されなかったとありました。

いろんな孤独死、孤立死をニュースでよく聞きますが、胸が痛くなります。

何でこんなことが起こったかという、昨今の地域コミュニティの希薄さも大きな原因の1つと思うのですが、もう一つは個人情報保護法。これは個人情報保護法ではなく、個人情報保護法による誤解あるいは過剰反応、これが大きな問題になっているのではないかとわれております。

個人情報保護法は悪法だという論評もありますし、あるいはできるだけかわりたくないんだとヒステリックに言う方もいるので、行政としてもなかなかさわりにくいということもあります。タブーになっているのか、メディアも個人情報保護法にさわりませんよね。

しかし個人情報保護法を正しく理解する、あるいは十分でなければ改正する。そのためにはこれについて勉強する必要があると思うのですが、それができてない。

この孤独死、孤立死の問題だけでなく、自主防災にとっても何でこれができないのかという、個人情報保護法に抵触するおそれがあるので役所が情報を出さないという話も聞くわけです。

個人情報保護法によるバリアは、徳島県が掲げる救える命を救うという1つの大きな柱にとって大変問題があるのでないかと思うので、個人情報保護法を正しく理解する、運用することが行政、関係機関、県民にとっても非常に大切だと私は思います。それによって救える命を救う、あるいは孤独死、孤立死をなくす。こんなことを考えていく社会をつくっていかねばならないと思うのですが、これはどこの委員会にも付託されていません。そういうことからいうと危機管理部かなと思いますので、問題提起として個人情報保護法を正しく理解する、運用する、過剰反応あるいは誤解がないよう考えていただきたいと思います。感想があればおっしゃってください。

中張危機管理部長

非常に難しいお話をさせていただきました。

確かに危機管理部ということで、すべてが私どもの分掌ということではございません。

例えば経済危機は商工労働部、孤独死は保健福祉部という形になることを御理解をいただきたいと思えます。

ただ、危機管理の一番重いところは私どもという認識は持っております。ですから感想ということでお聞き願いたいと思うのですが、個人情報保護法というのは、今までの経緯の中でいろいろ議論があったと聞いております。例えば防災時の要援護者の情報をいかにつかんでいくかということが我々に直接関係してくるのかなと思うのですが、これについては県民、国民すべての者が正しく個人情報保護法を理解することがまず第一であろうと思えます。それから防災の話でいきますと、やはり人の命をどう優先していくかという中で、人の命を救う方策を考えていく、マップをつくっていくということが大切なのかなと思えます。

やはり委員がおっしゃるように、正しく個人情報保護法の内容などをしっかり理解し、我々も防災に生かしていきたいと思えますので、御理解いただけたらと思えます。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御意義ございませんか。

扶川委員

第1号議案の中に、関西広域連合の分賦金が入っているということでございまして、関西広域連合の一部がどんどん膨らんでいくことは、いずれ道州制につながって、県の空洞化を招くのではないかと。会派としては賛成しておりませんので、議案第1号については同意できません。

丸若委員長

それでは危機管理部関係の議案第1号については御異議がありますので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号は平成24年度徳島県一般会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって議案第1号を除く危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決)

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第26号、議案第27号、議案第73号

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に当委員会閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査をすることとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最後の委員会でございますので、一言ごあいさつ申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間、終始、熱心に御審議を賜り、また委員会を通じまして議事運営に格段の御協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

おかげさまで委員長として1年間過ごすことができました。ありがとうございました。

また、理事者各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分に尊重せられ、今後の県政運営に発揮できますようよろしく願いいたします。

また、報道関係者の方々には御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

時節柄、皆様方には御自愛いただき、それぞれの分野で県勢発展のため精いっぱい御協力、御尽力をいただきますよう御祈念いたしましてごあいさついたします。

ありがとうございました。

中張危機管理部長

危機管理部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

丸若委員長さん、笠井副委員長さんを初め、委員の皆様方にはこの1年、危機管理部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたる御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。

とりわけ本年度におきましては、この11日に発生から1年を迎えることとなります東日本大震災から得た教訓と課題を踏まえ、切迫する東海・東南海・南海地震の三連動地震から県民の命を守るため、委員の皆様におかれましては終始御熱心に御議論いただいたところで心からお礼を申し上げます。委員の皆様からいただきました貴重な御意見や御提言、御指導を踏まえまして、今後とも本県の地震・津波対策を初めとした危機管理体制をしっかりと構築してまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、引き続き御支援、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

丸若委員長

それではこれもちまして、県土整備委員会を閉会いたします。(14時21分)